



2022年5月12日

各 位

上場会社名 清水建設株式会社
代表者名 取締役社長 井上 和幸
(コード:1803 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 総務部長 原田 和貴
TEL 03-3561-1111 (大代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の当社第120期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」に関する議案を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社が2022年3月29日付で持分法適用関連会社の日本道路株式会社を連結子会社としたことに伴い、同社の事業内容に合わせ、定款第2条(目的)を一部変更するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が成立し、新たに上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、インターネット等の通信手段を用いて株主や取締役等が出席する株主総会。いわゆるバーチャルオンリー株主総会。)の開催が可能となりました。当社といたしましては、感染症拡大や自然災害の発生等により、場所を定めた株主総会を開催することが、株主の健康や安全の確保等の利益にも照らして適切でないと取締役会が判断したときは、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、定款第13条の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)により、株主総会資料の電子提供制度が新設され、同制度を定める改正会社法の規定が2022年9月1日に施行されることから、同制度の導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の株主総会資料の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を新たに定めるものであります。
 - ② 変更案第17条第2項は、株主総会資料に関し改正会社法に基づく書面交付請求をした株主に交付する書面について、その記載事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

- ③ 現行会社法に基づく株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する現行定款第17条は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(1) (下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 (現行どおり)
1. ㄱ (号文省略)	1. ㄱ (現行どおり)
12.	12.
13. 建設機械、建設用コンクリート製品、建築用木工品、家具、室内装飾品、木製品の設計、製造、販売、賃貸、仲介及び建設用資材の <u>販売、賃貸、仲介</u>	13. 建設機械、 <u>機器、機械装置</u> 、建設用コンクリート製品、 <u>建設用資材</u> 、建築用木工品、家具、室内装飾品、木製品の設計、製造、販売、賃貸、仲介
(新設)	14. <u>自動車及び事務・通信機器の販売、賃貸</u>
14. (号文省略)	15. (現行どおり)
15. スポーツ施設、ホテル、レストラン、保養所等の経営及びコンサルティング業務	16. スポーツ施設、 <u>遊園地</u> 、ホテル、レストラン、保養所等の経営及びコンサルティング業務
16. ㄱ (号文省略)	17. ㄱ (現行どおり)
20. (新設)	21. <u>前各号に関連する事業への出資及び株式投資</u>
21. ㄱ (号文省略)	23. ㄱ (現行どおり)
22.	24.

(2)

現行定款	変更案
(招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。	(招集) 第13条 (現行どおり)
2 株主総会は、東京都区内において招集する。	2 株主総会は、東京都区内において招集する。 <u>ただし、次項に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合はこの限りでない。</u>
(新設)	3 <u>当社は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でない</u> と取締役会が決定したときには、株主総

現行定款	変更案
	<u>会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

(3)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、会社法第325条の2の規定による電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5の規定による書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p>1. <u>定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日(水曜日)
定款変更の効力発生日	2022年6月29日(水曜日)

以上